

「二月十一日」は、
どういう日でしょうか？

◆昨日は「建国記念の日」と定められた祝日でした。戦前・戦中は、この日を、「紀元節」と呼び、初代天皇と考えられた「神武（じんむ）天皇」が即位したことを祝い、その子孫（天皇）による統治は永遠であると教えられてきた天皇制の出発の日です。

◆その根拠は「日本書紀」にあり、明治政府は、一八七三（明治六）年に、記されている「即位日」を太陽暦に換算して「紀元前六六〇年二月十一日」と定めました。

・しかし紀元前六六〇年頃の日本は、縄文時代で、文字や暦は勿論のこと、階級も、ましてや天皇もいない時。つまり天皇制は、根拠のない全くの「架空」から出発したのです。いわば「歴史の偽造」なのです。

◆さらに明治政府は、一八八九（明治二二）年二月十一日に「大日本帝国憲法」を發布し「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス（第三条）」と定め、国家と神道を一体とし、天皇を「現人神（あらひとがみ）」とし、神社参拝を強制したのです。

・この参拝強制は、日本だけではありません。当時、日本が侵略し、植民地化したすべての所で行われました。

・例えば、当時の朝鮮には、約千もの神社が作られ、参拝を強制させられ、それを拒否した者は投獄され、獄死した者も五〇名を超えるのです。

◆それ故に敗戦直後の十二月十五日、政府は、かつての過ちから「神道指令：宗教を国家より分離」を出して、国家と神道の関係を断ち切ったのです。

◆しかし戦後「二月十一日」は様々な形で顔を出し、賛否両論の末、つい一九六七年に「建国記念の日」と定められて現在に至っているのです。

・しかし心ある人々は、この日を、かつての国内外に与えた過ちを悔い、「信教の自由を守る日」と理解し、戦前・戦中の過ちを再び繰り返さないことを新たに誓うのです。
裏面の憲法第二〇条をお読みください！

二〇一二年二月一二日（日）第五四〇回・憲法を守る平和行進

浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一 〓十五